方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）の卸電気通信役務（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

［一～十四　略］

［２～７　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

る利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

［一～十四　同上］

［２～７　同上］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

（経過措置）

２　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、この省令の施行の際現に提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスをいう。）について、最初にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十五条の七の六第二項の規定による接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、同項ただし書の規定にかかわらず、次の式により行うものとする。

接続料相当額指数＝100×（接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額÷前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額）

３　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている事項について、新施行規則第二十五条の七の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りでない。

４　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であって、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りでない。